

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日は、  
承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定により、次のとおり告示する。)

**鳥取県告示第五百二十一号**  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険医等の登録(△)

国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの(△)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

旧慣使用林野整備計画の認可(林務課)

保安林の指定予定(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(△)

都市計画の変更(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(△)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施(消防防災課)

自衛官の募集(△)

◇ 正 誤

平成六年六月鳥取県告示第四百九十八号中訂正

名 称	所 在 地	指定年月日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	平成六年六月十五日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	△
若原内外科医院	米子市三本松一丁目六一三	△
尾西小児科医院	倉吉市上井町二丁目一九七	△
前川歯科医院	鳥取市湖山町北二丁目五〇八	△
福田歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜三九八一	△
森歯科医院	鳥取市今町二丁目二二〇	△
森内科医院	米子市石井六九九一	平成六年六月十七日
中部薬局	倉吉市宮川町一七四一一五	平成六年六月十五日
面影薬局	鳥取市大社四九一	平成六年六月二十七日

告 示

**鳥取県告示第五百二十二号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石賀 清美	鳥医第四、九七一号	平成六年六月十四日
高野 友爾	鳥医第四、九七二号	ク
松浦 隆彦	鳥医第四、九七三号	ク
福嶋 寛子	鳥医第四、九七四号	ク
三原 悅子	鳥医第四、九七五号	ク
石原 美香	鳥医第四、九七六号	ク
山崎 和雅	鳥医第四、九七七号	ク
西村友紀子	鳥医第四、九七八号	ク
松島 浩子	鳥医第四、九七九号	ク
山田真由美	鳥医第四、九八〇号	ク
松浦 一貴	鳥医第四、九八一号	ク

**鳥取県告示第五百二十三号**

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険医の登録があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の由出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録があつたものとみなされる年月日
桶上 茂	鳥国医第四、九二四号	平成六年五月二十七日

大石 徹郎	鳥国医第四、九四四号	夕		
池野 慎治	鳥国医第四、九四五号	夕		
森 正剛	鳥国医第四、九四六号	夕		
廣江 晃	鳥国医第四、九四七号	夕		
佐々木祐一郎	鳥国医第四、九四八号	平成六年六月二日		
岡田 浩文	鳥国医第四、九四九号	夕		
小濱 清隆	鳥国医第四、九五〇号	夕		
満田 朱理	鳥国医第四、九五一号	夕		
大山 賢治	鳥国医第四、九五二号	夕		
松永 佳子	鳥国医第四、九五三号	夕		
稻益 知美	鳥国医第四、九五四号	夕		
上山 潤一	鳥国医第四、九五五号	夕		
石倉 孝訓	鳥国医第四、九五六号	夕		
久光 和則	鳥国医第四、九五七号	夕		
小林 誠人	鳥国医第四、九五八号	夕		
池田 哲大	鳥国医第四、九五九号	夕		
福島真紀子	鳥国医第四、九六〇号	夕		
長野由布子	鳥国医第四、九六一号	夕		
青山 泰明	鳥国医第四、九六二号	夕		

福田 弘毅	鳥国医第四、九六三号	タ	
中曾 一裕	鳥国医第四、九六四号	タ	
宮田 美生	鳥国医第四、九六五号	タ	
田畑 昌子	鳥国医第四、九六六号	タ	
関 あゆみ	鳥国医第四、九六七号	タ	
田中千登勢	鳥国医第四、九六八号	タ	
向根 賢次	鳥国医第六三九号	タ	
	平成六年五月二十三日		

**鳥取県告示第五百二十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、社土地改良区の定款の変更を平成六年六月二十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第五百二十五号**

江府町長から申請のあった栗尾地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十七日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第五百二十六号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 保安林予定森林の所在場所**

岩美郡国府町大字岡益字繁谷北六八五、六八八、六九〇、六九〇の三、字細尾山六九五の一、六九五の一

**二 指定の目的****土砂の流出の防備****三 指定施業要件****1 立木の伐採の方法**

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字細尾山六九五の一、六九五の二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採ができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**2 立木の伐採の限度**

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第五百二十七号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成6年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 解除予定に係る保安林の所在場所**

八頭郡智頭町大字芦津字丸渕七〇六・字小雲ガ平ラ七一五・七一六の一・七一七の二・七一七の六・字岸ノ上七三九の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、七三九の四、七三九の五、字上ミノ山八六一の一（次の図に示す部分に限る。）、八六一の二、八六一の三

**二 保安林として指定された目的**

水源のかん養

**三 解除の理由**

林道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第五百二十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。  
当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成6年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 都市計画の種類及び名称**

鳥取都市計画道路三・三・二号西田通寺裁判所線、三・三・五号称且谷賀露線、三・六号ニュータウン環状線、三・五・六号大工町土居町線及び三・五・十五号桜谷東大路線

**二 都市計画を変更する土地の区域****1 三・三・二号西田通寺裁判所線****変更する部分**

鳥取市宮長字井原及び叶字八反田

**2 三・三・五号称宜谷賀露線****追加する部分**

鳥取市叶字横繩手、船木字筒井及び字茶ノ前、広岡字出這入並びに若葉台北六丁目

**変更する部分**

鳥取市叶字八反田、字四反田、字樋詰メ、字矢倉及び字坊主田、宮長字井原、字五反田、字大土手、字下宝殿、字管田、字竹ノ鼻、字棚田、字大坪及び字上坪、字中野、西大路字松ノ木、字樋詰、字土居ノ下、字土居、字大谷北平及び字隠里、東大路字山川、字石名畠ヶ、字西綱場及び字長峰、正蓮寺字下り井手、字小井手、字大政及び字大路前、杉崎字障子面及び字通り道、津ノ井字上遠沖及び字下遠沖、南栄町、船木字植松及び字筆始、広岡字地蔵前、字東広岡、字馬洗及び字上馬洗、海藏寺字余暇及び字上平、紙子谷字門上谷、字門所谷、字元結谷北側及び字元結、香取字権現、字宮ノ鼻、字元結西側、字小山谷及び字下谷奥、称宜谷字口矢中、若葉台南一丁目並びに若葉谷南七丁目

**3 三・三・六号ニュータウン環状線****変更する部分**

鳥取市若葉台南一丁目及び若葉台南七丁目

鳥取市若葉台南一丁目及び若葉台南七丁目

三・五・六号大工町土居叶線

## 変更する部分

鳥取市宮長字上坪及び字大坪

三・五・十五号桜谷東大路線 5

鳥取市正蓮寺字大路前並びに桜谷字大政及び字平田

鳥取県告示第五百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年七月一日

鳥取縣知事 西尾邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年二月二十四日 鳥取県指令受鳥土維第七百三十七号

卷之三

鳥取市吉海字中三反長一及び字中三  
開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂本秀雄

鳥取県告示第五百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成六年六月二十七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する

平成六年七月一日

鳥取県知事 西尾邑次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市東町一丁目二三〇 夏泊漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 西尾 邑次	気高郡青谷町大字青谷字赤鯛 五五四一―五、五五四一―一 一及び五五四一―一六並びに 五五四一―九の一部	幅員 七・〇×一〇・五メー トル
延長 三四五・六メートル		

公生

七

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成6年7月1日

鳥取県知事 西尾邑 次

1

において危険物の取扱作業に従事している者

2 講習の日時及び場所	平成6年7月1日		
(1) 平成6年8月1日 (月)	午前10時から午後3時まで	鳥取県知事	西尾邑次
(2) 鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁 講堂		
(3) 平成6年8月3日 (水)	午前10時から午後3時まで	鳥取県中部総合事務所	講堂
倉吉市東巣城町2	午前10時から午後3時まで	鳥取県西部総合事務所	講堂
(4) 平成6年8月4日 (木)	午前10時から午後3時まで	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所 講堂
平成6年8月5日 (金)	午前10時から午後3時まで	境港市上道町1580	境港市民会館 大会議室
(5) 平成6年8月8日 (月)	午前10時から午後3時まで	鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁 講堂
3 受講手続	県内の各消防署、各市町村役場及び鳥取県生活環境部消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成6年7月4日 (月) から同月18日 (月)までの間に、鳥取県生活環境部消防防災課 (〒680 鳥取市東町一丁目220、電話0857-26-7790) に提出すること。(郵送による場合は、平成6年7月18日 (月)までの消印のあるものに限り受け付ける。)		
4 受講手数料及びその納付方法	受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。		
5 その他	受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。		
6 受験資格	採用予定月の1日現在で満18才以上満27才未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊		
	平成6年度自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等は次のとおりである。		

平成6年7月1日 金曜日

## 鳥 取 県 公 報

法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものであること。

## 7 採用予定期

- (1) 男子 平成7年3月及び4月
- (2) 女子 平成7年3月及び4月

## 8 問合せ先

自衛隊鳥取地方連絡部(0857-23-2251)及び各市町村役場

正

副

平成6年六月鳥取県告示第四百九十八号(出納職の権限に属する事務の一部の委任について)中次の箇所に誤りがあつたので、記正する。

貢	段	行	謹
二	上	八	鳥取県立県民文化会館
			食吉福祉会館